

「相原地区資源ごみ処理施設の施設整備コンセプト」

「相原地区資源ごみ処理施設の施設整備コンセプト」について、前回(第 11 回 2018 年 2 月 17 日)の地区連絡会での意見を踏まえ、コンセプトを決定します。

相原地区資源ごみ処理施設の施設整備コンセプト

1. 市民の生活環境と周辺の自然環境にやさしい施設

周辺住民の生活環境や緑豊かな自然環境を保全するために、プラント設備及び建築物が及ぼす周辺への環境負荷を低減し、周辺環境との調和を図ることができる施設とする。

- (1) プラント設備に伴う、騒音・振動、臭気等に配慮する。
- (2) 市民の生活環境を保全すると共に、より良好な生活環境の形成のために、周辺環境や景観に調和した施設配置・施設計画とし、地域に親しまれる施設とする。
- (3) 既存の自然環境を活かした施設計画とするため、周辺を公園として整備すると共に、再生可能エネルギーを採用する等、地球温暖化対策に寄与する施設とする。

2. 市民が安心して生活できる災害に強い施設

市民が安心して生活できる様に、災害時に、市民を支えることができる施設とする。

- (1) 資源ごみ処理施設の敷地及び建物は災害に強い仕様とする。
- (2) 資源ごみ処理施設は、災害時に周辺住民の一時避難スペース及び防災備蓄倉庫等の機能を備えた施設とする。

3. 市民が学び・集い・交流することのできる施設

市民がごみを通じて環境を学べる様に、市民が学び・集い・交流することのできる場を作り、市民が積極的に参加できる様な施設とする。

- (1) 資源ごみ処理施設を利用する市民や見学者が環境に対する関心を高められるよう、見学スペースや情報展示スペースを設け、環境学習の場を広げることができる施設とする。
- (2) 市民や見学者が利用するエリアについては、郷土資料の展示スペース等を設けると共に、隣接学校と連携した公園の活用を行う等により、多様性に富んだ施設とする。

4. 市民が安全に生活できる安定的な施設運営

市民が安心して生活できる様に、安全で、安定的な施設の稼働を行い、また、稼働状況等についても情報提供していく施設運営を行う。

- (1) プラント設備の運転にあたっては、安全管理、それに伴う労働安全衛生の徹底及び緊急対応などを行うものとする。
- (2) 市民が安心して生活できる様に、車両の出入り等も含め安全に稼働・管理すると共に、施設の稼働状況等について公開する。